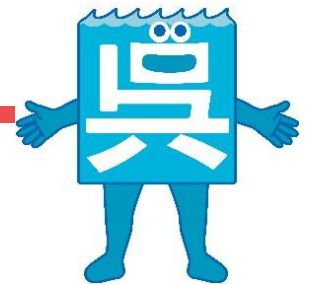


社会保険労務士，行政書士へ気軽に依頼 できるよう呉市が助成します。

- 1 どのような小さなお店であっても，コロナウイルスの影響を受けて休業し，従業員（アルバイトの方も含みます。）に休業手当を支給している場合は，雇用調整助成金を受ける事ができます。
ただ，このことをご存じない方がいらっしゃいます。
また，申請手続きが難しく，困っておられるとの声も聞きます。
そこで，社会保険労務士に申請手続きを依頼される場合，その手数料について，1事業者について，10万円までは呉市が全額お支払いいたします。（別紙1）
- 2 コロナウイルスの影響により，売上げが一定程度減少した場合，法人200万円，個人事業主100万円の範囲内で国から持続化給付金が支払われます。
また，広島県からの休業要請（4/22～5/6）に応じた場合，呉市と広島県から，10万円から50万円の協力支援金が支払われることになっています。
その他，無利子無担保の融資など，国や県からの多くの支援制度があります。
そこで，行政書士にこれらの申請手続きを依頼した場合，その手数料についての2分の1，上限2万5千円を呉市がお支払いいたします。（別紙2）
- 3 コロナウイルスに関するあらゆる支援制度について，ご相談いただける場として行政書士の皆様に窓口を設置していただきますので，お気軽にご相談ください。（別紙3）
- 4 コロナウイルスにより休業等により生活に困っている場合，緊急貸付や家賃の給付を受けることができます。（別紙4）
- 5 この他，主な支援制度をわかりやすくとりまとめましたので，相談される際の参考としてください。（別紙5）

社会保険労務士へ気楽に依頼できるよう呉市から助成します

制度の内容



(1) 対象要件

次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 呉市内に事業所を有している小規模事業者・中小企業者※
- イ 雇用調整助成金の支給を受けようとしている方
- ウ 市税の滞納がない方
- エ 暴力団員及び暴力団員等に該当しない方

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者

(2) 対象経費

対象事業	雇用調整助成金の申請
補助率	10/10
補助限度額	10万円/事業者
期 間	令和 2 年 5 月 1 1 日～当面の間

今回のコロナウイルス対策の雇用調整助成金の申請に対し助成します。補助金は、呉市から社会保険労務士に直接支払います。

提出書類

社会保険労務士にご相談ください。

お問い合わせ先

当面は、呉市商工振興課工業グループ（電話 25-3308）にご連絡下さい。

なお、現在お引き受けいただける社会保険労務士の方々の名簿を作成しています。出来上がり次第お知らせします。

行政書士へ気楽に依頼できるよう呉市から 助成します

新型コロナウイルスの影響で、呉市内の事業者の皆様は売上の減少など様々な影響を受けておられると思います。

これに対し、国や県、呉市からの持続化給付金、休業要請に対する協力支援金、無利子無担保の融資、税金のお支払いの猶予や免除など様々な支援制度がありますが、そういった制度のあること自体をご存じない方、また手続きが難しくて困っておられる方がいらっしゃいます。

そこで、申請書類の作成を行政書士に依頼した場合の費用について呉市が助成します。

制度の内容

(1) 対象要件

次の全てに該当する方が対象となります。

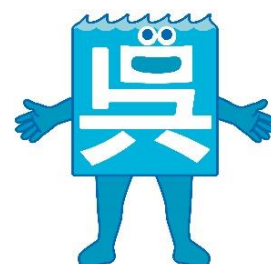
- ア 呉市内に事業所を有している小規模事業者・中小企業者※
- イ 持続化給付金、広島県の休業要請への協力支援金、無利子無担保の融資などコロナウイルス対策について、国、広島県及び呉市からの補助金等の支給や支援を受けようとしている方
- ウ 市税の滞納がない方
- エ 暴力団員及び暴力団員等に該当しない方

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者

(2) 対象経費

対象事業	国、広島県及び呉市の補助金等の申請 (雇用調整助成金を除く。)
補助率	5 / 10
補助限度額	2. 5万円 / 事業者
期 間	令和 2 年 5 月 1 1 日～当面の間

この補助金は、呉市から行政書士に直接支払います。



提出書類

行政書士にご相談ください。

お問い合わせ先

行政書士相談窓口 令和 2 年 5 月 1 1 日（月）から令和 2 年 6 月 1 0 日（水）まで

開設時間：午前 9 時から午後 4 時まで 電話番号 2 5 — 5 6 9 6

※相談窓口の開設時間以外は呉市商工振興課 電話番号 2 5 — 3 3 0 8

行政書士に気楽に相談できる相談窓口を設置します

新型コロナウイルスの影響で、呉市内の事業者の皆様は売上の減少など様々な影響を受けておられると思います。

これに対し、国や県、呉市から雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請に対する協力支援金、無利子無担保の融資、税金のお支払いの猶予や免除など様々な支援制度がありますが、そういった制度のあること自体をご存じない方、また、手続きが難しく困っておられる方がいらっしゃいます。

そこで、呉市で相談窓口を設置します。お気軽にお立ち寄りください。

制度の内容

1 期間等

令和2年5月11日（月）から令和2年6月10日（水）まで

開設時間：午前9時から午後4時まで

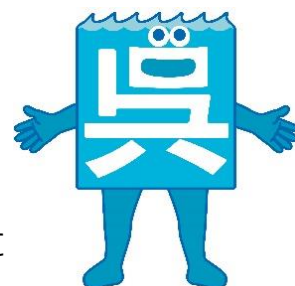
電話番号※（0823）25—5696

2 場所

呉市役所本庁舎 1階多目的室（呉市中央4丁目1番6号）

3 対応者

広島県行政書士会会員の行政書士がどのような些細なことでも、無料で相談に応じます。



お問い合わせ先

※相談窓口の開設時間以外のお問い合わせは、次の連絡先へお願いします。

呉市商工振興課工業グループ 電話 25-3308



新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業された皆様へ



生活福祉資金特例貸付のご案内

(緊急小口資金・総合支援資金)

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

休業された方向け (緊急小口資金)

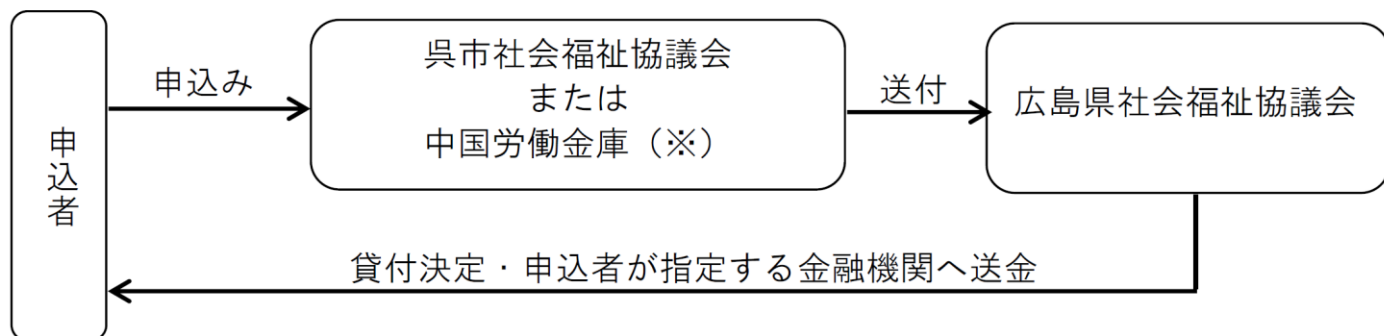
- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- **貸付限度額** ※本資金の貸付は、10万円単位とする
原則として、一世帯につき一回10万円。
ただし、以下の場合は、一世帯につき20万円。
(1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
(2) 世帯員に要介護者がいる場合
(3) 世帯員が4人以上いる場合
(4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
(5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期限** 据置期間経過後2年以内
- **貸付利子・保証人** 無利子・不要

失業等された方向け(総合支援資金)

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（その他一定の条件あり）
 ※生活保護世帯は対象外
 - **貸付限度額**
(1) 2人以上：月20万円以内
(2) 単身：月15万円以内
 貸付期間：原則3か月以内（分割交付 1か月ごと）
 - **据置期間** 貸付の日から1年以内
 - **償還期限** 据置期間経過後10年以内
 - **貸付利子・保証人** 無利子・不要
- ※ 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

※ 今回の特別措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

貸付手続きの流れ



※中国労働金庫で申込みできるのは、緊急小口資金のみです。

申込みに必要なもの

● 共通に必要な書類

- ・ 減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細，通帳，離職票，廃業届 等）
- ・ 申込者本人名義の預金通帳，キャッシュカード ※ネット銀行除く
- ・ 印鑑

● 緊急小口資金

- ・ 本人確認書類（運転免許証，健康保険証，住民票，障害者手帳等） 等

● 総合支援資金

住民票（世帯全員分）/印鑑登録証明書（資金交付までの提出で可）/本人確認書類（運転免許証，健康保険証，障害者手帳等）/世帯収入及び支出が確認できる書類/負債及び滞納の総額・残額・返済（納付）状況が確認できる書類 等

※申込にあたり，複数回面談させていただく場合があります。また，必要に応じて追加の書類を求める場合がありますので，ご了承ください。

◆ 相談受付窓口：

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

呉市中央5丁目 12-21 呉市福社会館 1階 TEL：0823-25-0266

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

※受付終了時間を過ぎてお越しの場合，受付できませんので，ご注意ください。

※駐車台数に限りがありますので，できるだけ公共交通機関でお越しください。

中国労働金庫 申込書類請求 受付ダイヤル

TEL：082-236-8362 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日除く）

※中国労働金庫で申込みできるのは，緊急小口資金のみです。（※郵送での申込みのみ）

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

TEL：0120-46-1999 受付時間：午前9時～午後9時（土日・祝日含む）

実施主体：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 生活支援課

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない・・・



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。



主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				☐
収入が、下記の「収入基準額（月額）＋家賃実額（上限あり）」以下で、かつ、預貯金等の資産が一定額以内ですか？ ※4人世帯以上の収入基準額等は直接窓口までお問い合わせください。				☐
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	84,000円	130,000円	172,000円	
支給家賃額（上限額）	35,000円	42,000円	46,000円	
預貯金等の資産	504,000円	780,000円	1,000,000円	
申請時に、主として世帯の生計を維持していますか？				☐

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の
呉市生活支援課 自立支援室内「福祉の窓口」に相談してください。

令和2年5月8日現在

新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
生活福祉資金の貸付	休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	社会福祉協議会 (0823) 25-0266 生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①緊急小口資金（主に休業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、1世帯につき10万円（※学校等の休業等の特例 20万円以内）を無利子で貸付します。 ②総合支援資金（主に失業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。（貸付上限（二人以上世帯）月20万円以内（単身）月15万円以内 貸付期間 原則3月以内 貸付利子：無利子） 【受付場所】 福祉会館 1 階 社会福祉協議会内
就労支援、住居確保給付金等	離職や収入の減少等により生活が困窮する場合、相談に応じます。	生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①就労支援 離職、失業した方に対して再就職の支援を行います。 ②住居確保給付金 離職や休業により収入が減り、家賃が払えずに住居を失うおそれのある方に対して、家賃を有期で給付し、再就職活動を支援します。
国・県・市の補助金等に関する相談	様々な機関の支援制度の紹介を行うための相談窓口です。 行政書士が相談に応じます。	商工振興課 25-3308	9:00～ 16:00 (平日)	【相談受付場所】 呉市役所 1F 25-5696
事業者向け補助金等サポート事業	雇用調整助成金をはじめとした国・県・市の補助金等の申請手を委託した場合に、その費用を補助します。	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30～ 17:15 (平日)	【委託先】 雇用調整助成金…社会保険労務士 上記以外の手続…行政書士
国の支援策や資金繰りに関すること (例 持続化給付金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経済産業局 中小企業課 【中小企業金融・給付金相談窓口】 0570-783183 【中国経済産業局 事業者相談窓口】 082-224-5661	中小企業金融・給付金相談窓口】平日・休日ともに、9:00～17:00 【中国経済産業局 事業者相談窓口】 平日 8:30～17:00、休日 9:00～17:00	
広島県感染拡大防止協力支援金	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業・営業時間短縮要請に協力いただいた個人事業主・中小企業者に対して協力支援金（仮称）を支給	広島県 [申請相談] 協力支援金センター 082-513-2828	平日・休日ともに、9:00～17:00	申請書は広島県西部総務事務所呉支所のほか、呉商工会議所、呉広域商工会、呉市役所、各市民センターで入手できます。 申請は協力支援金センターへメールか郵送で行ってください。

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
実質無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等に対する融資	日本政策金融公庫 [貸付相談] 呉支店 0823-24-2600	9:00～ 17:00 (平日)	
新型コロナウイルス感染症対策資金（実質無利子・無担保融資）	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けた中小企業等に必要な事業資金を円滑に供給するため、広島県が国、市、広島県信用保証協会及び金融機関と連携して実施する融資制度	広島県 [問合せ] 商工労働局 経営革新課 082-513-3321	8:30～ 17:15 (平日)	[融資申込先] 取扱金融機関 [特徴] 実質無利子（当初3年間）・無担保・据置 最大5年以内 信用保証料 全額又は半額補助
特別定額給付金の支給	令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている市民に対し、1人10万円を支給します。	呉市特別定額給付金コールセンター 0120-033-020	8:30～ 17:00 (平日)	
子育て世帯への臨時特別給付金の支給	令和2年3月31日において、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、対象児童1人当たり1万円を支給します（特例給付受給の方は対象外です）。	子育て支援課 (0823) 25-3173	8:30～ 17:15 (平日)	
小規模事業者持続化補助金（一般型、二次公募）申請における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行	中小企業庁では、小規模事業者持続化補助金において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に加点措置があります。この加点を受けるために必要な書類を呉市で発行します。	商工振興課 (0823) 25-3310	8:30～ 17:15 (平日)	呉市の事業者であり、かつ今般のコロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、2020年2月から第2回締切日（令和2年6月5日）までの任意の1か月間の売上が前年同月に比して10%以上減少していることが証明書発行の条件となります。 持続化補助金の申請先は、呉商工会議所もしくは呉広域商工会です。
中小企業融資制度（景気対策特別資金）	業況悪化している中小企業者等に対し、運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内（据置期間1年以内） ・利率 1.0%以下	商工振興課 (0823) 25-3814 【申込先】 取扱金融機関	8:30～ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
セーフティネット保証4号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合：100%
セーフティネット保証5号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が、前年同月比5%以上減少していることが条件です。 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可能です。 保証割合：80%

支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
危機関連保証認定	東日本大震災やリーマンショック時と同程度の危機時に、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合：100%
国民健康保険料の納付に関する相談	国民健康保険料の納付が困難な場合、相談に応じます。	保険年金課 (0823)25-3153	8:30～ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療保険料の納付に関する相談	後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、相談に応じます。	保険年金課 (0823)25-3156	8:30～ 17:15 (平日)	
国民健康保険傷病手当金の支給	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のため労務に服することができなくなり、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金を支給します。	保険年金課 (0823)25-3154	8:30～ 17:15 (平日)	
後期高齢者医療傷病手当金の支給		保険年金課 (0823)25-3156	8:30～ 17:15 (平日)	
介護保険料の納付に関する相談	介護保険料の納付が困難な場合、相談に応じます。	介護保険課 (0823)25-3176	8:30～ 17:15 (平日)	
市税の納付に関する相談	市税の納付・納入が困難な場合、相談に応じます。	収納課 (0823)25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	
上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付等の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター (0823)26-1622	8:30～ 17:15 (平日)	
呉市発注の工事及び業務の一時中止等に関する相談	工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、工事または業務の一時中止や工期延長の意向がある場合の対応についての相談窓口です。	技術監理室 (0823)25-3412	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
新型コロナウイルスに係る消毒事業	新型コロナウイルス感染により、事業所等を消毒する必要がある事業者等に費用の一部を助成する制度です。 限度額（補助率）50万円（1/2）	商工振興課 (0823)25-3308	8:30～ 17:15 (平日)	対象となる経費は、感染者が訪問等したことによって、事業所等の消毒を業者に委託した場合の費用に限ります。
社会福祉施設等に対する融資（独立行政法人福祉医療機構）	新型コロナウイルス感染症により機能停止となった社会福祉施設等に対する融資をします。	[融資相談] 大阪支店 福祉審査課 融資相談係 06-6252-0216 大阪支店 医療審査課 融資相談係 06-6252-0219 [返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 03-3438-9939	9:00～ 17:00 (平日)	